

## 4 ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設

▶ダイオキシン類対策特別措置法施行令 第1条別表第2

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設，シクロヘキサン分離施設，廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設，廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設，乾燥施設，廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設，廃ガス洗浄施設
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設，還元誘導体分離施設，ニトロ化誘導体洗浄施設，還元誘導体洗浄施設，ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉，溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんを集じん機により集めたものから亜鉛を回収するものに限る。）の用に供する精製施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設，精製施設及び廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る <sup>注1</sup> ）から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。）
19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される水（1から14の施設に係るものに限る，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（下水道終末処理施設を除く。）

注1 火床面積（炉の床面積）が0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50kg/時間以上のもの（一つの焼却施設に二以上の焼却炉が設置されている場合にはその合計）